

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川根本町長 蘭田 靖邦

市町村名 (市町村コード)	川根本町 (22429)
地域名 (地域内農業集落名)	中川根北部地区 (藤川、徳山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、大井川沿いの集落周辺の平坦地や山間部の緩傾斜地を利用して農用地が確保されている。地域内の農用地(102ha)は主に茶の栽培に利用されており、良質な茶の生産地として、これまで全国茶品評会で多くの上位入賞者を輩出してきた地域である。一方で、茶農家では、自園自製による生産体系が主流であったため、経営の組織化が進んでいない状況にあり、生産者の高齢化や後継者不足によって茶園の荒廃化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・高品質茶が生産される地域であるため、茶園の再改植を行い引き続き生産していく。
- ・優良農地を維持するため、拡大意欲のある担い手への農地の集積化を図っていく。
- ・農業法人等が参入しやすい体制を構築するため、担い手を交えた話し合いを積極的に行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	102 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	102 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、地域外の農業法人等が参入しやすい環境整備に努め、農地の集積・集約化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手への集積・集約化を進めるためには、基盤整備事業や茶改植事業の活用が不可欠である。このため、担い手とともに、積極的に話し合いを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
収益性と付加価値の高い有機農業への転換を推進し、経営体の規模拡大と新規参加者の確保に務める。また、傾斜地などの耕作条件が不利な農地については、粗放的な管理体制の導入に向けた取り組みを推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現行では、農作業の受託を請け負う組織が存在しないため、受託組織の育成を図る必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①野生鳥獣の地域への侵入を防止するため、地域住民等を巻き込んだ協議会等の設立を検討する。
 ②町オーガニックビレッジ構想に基づく事業推進を行う。
 ③先進的技術導入に向けた実証事業を農業関係機関とともに取り組んでいく。
 ⑦耕作条件不利地については、粗放的な管理体制の導入が必要であり、その仕組みづくりを地域全体で話し合いを行う。